

税 確定申告・町県民税申告のお知らせ

町開催の申告会場

予約制

申告書の作成相談は「**予約制**」です。

「作成相談」とは、申告書の全てを職員と作成する場合や、ご自身で作成された確定申告の内容の確認、途中まで作成した確定申告の続きを作成することです。

役場窓口で予約はできません。インターネットまたは、予約専用ダイヤルから予約してください。

インターネットで予約

▶予約期間 **2/4** (火) 9時～**3/14** (金)

https://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/seisaku/zeimu/tanto/chominzei/chokenminzei/osirase/19741.html

※予約ページは2/4(火)9時に公開しますので、事前に「利用者登録」を行ってください。
※予約状況も「インターネットで予約」から確認できます。インター
ネット
で
予約

予約から当日までの流れ

- ① 右ページの「**共通確認事項**」を必ず確認したうえで、インターネットまたは電話から予約します。
- ② インターネット予約の人は予約完了メールを確認し、電話予約の人は必ず予約日などをメモしてください（**予約確定通知は送付しません**）。
- ③ 予約日当日に必要な持ち物をお持ちのうえ、右の「**予約者入場時間**」にご来場ください。来場順にご案内します。

注意事項

- ・**当日券はございません。必ず予約をお願いします。**
- ・1件の予約で1人分の作成相談です。

予約不要の人（上記の日程・場所・時間で受け付けます）

- ① 作成相談や町職員による申告書の確認等を希望せず、申告書の提出のみの人
- ② 前年の収入が無収入（0円）だった人

町県民税申告の早期受付

予約不要

- ▶日 程 **2/6** (木)～**2/14** (金) ※土・日・祝日を除く
- ▶場 所 役場本庁舎1階 税務課 4番窓口
(2/7(金)のみ保健センター2階研修室)
- ▶時 間 9時30分～正午、13時～15時30分

●公的年金収入400万円以下の人

公的年金収入400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、年金の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、生命保険料控除など）を受ける場合は、町県民税申告が必要です。

●申告の必要がない人

- ・所得税の確定申告をする人
- ・給与収入のみで、勤務先から町へ給与支払報告書の提出がある人
- ・公的年金収入（遺族年金・障害年金を除く。）のみで、その収入金額が101万5千円以下（65歳以上の人は151万5千円以下）の人

☎税務課 ☎内線253

「納付済額のお知らせ」の発送は令和7年1月末を予定しています。
社会保険料控除を申告する人は、お知らせが届くまでお待ちください。

☎町民課 ☎内線274 福祉課 ☎内線302

確定申告書の
窓口配付▶平塚税務署 **1/6** (月)～ ※土・日・祝日を除く▶役場本庁舎1階税務課窓口及び国府支所 **1/24** (金)～ ※土・日・祝日を除く

※申告書の数には、限りがあります。なるべく、電子申告をご利用いただくか、ご自身で印刷して申告してください。

令和7年から税務行政のDX推進のため、確定申告書等（国税関係）の控えに日付収受印の押なつは行いません。

▶日 程 **2/17** (月)～**3/17** (月) ※土・日・祝日を除く

▶場 所 役場本庁舎4階第1会議室

▶時 間 8時30分～11時45分、13時～16時

☎税務課 ☎内線253

予約専用ダイヤルで予約

▶予約期間 **2/4** (火)～**3/14** (金)

土・日・祝日を除く9時～16時まで

予約専用ダイヤル ☎ **(60) 1515**

※この番号以外からの予約はできません。

※予約受付期間以外はつながりません。また電話が集中してつながりにくい場合があります。

※予約の変更・取消しは専用ダイヤルにおかけください。

予約日を メモ！	予約日メモ欄 記入例 ☒ 2/17	時 間 帯		
		開始時間	終了時間	予約者入場時間
午前の部	① ☐ /	8:30	9:30	8:30～9:15
	② ☐ /	9:30	10:30	9:30～10:15
	③ ☐ /	10:30	11:45	10:30～11:30
午後の部	④ ☐ /	13:00	14:00	13:00～13:45
	⑤ ☐ /	14:00	15:00	14:00～14:45
	⑥ ☐ /	15:00	16:00	15:00～15:45

税理士による確定申告無料申告相談会

予約制

▶日 程 **2/7** (金)

▶場 所 保健センター2階研修室

▶時 間 9時30分～正午、13時～15時30分

▶申告できる人

- ・令和6年中の収入が給与と公的年金のみの人
- ・小規模納税者

▶予約（電子）

1月9日（木）10時から開始

▶当日券について（予約に空きがある場合のみ）

午前の相談は9時から、午後の相談は13時から配付。

▶事前申込サイトの操作方法

☎050-1722-2206 10時～正午、13時～16時（土・日・祝日を除く）

▶確定申告書の提出のみの方は予約不要です。ただし、上記時間以外では受付できません。

☎税務課 ☎内線253

LINE
事前申込Web
事前申込

共 通 確 認 事 項

☑ 申告に必要なもの

- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード、または通知カード（記載事項に変更がないもの）と免許証など）※確定申告をする人は表裏の写しが必要
- ☐ 源泉徴収票（収入のわかるもの） ☐ 各種控除証明書 ☐ その他参考となるもの（障害者手帳等）
- ☐ 申告者名義の口座番号がわかるもの（確定申告で所得税の還付を受ける場合）
- ☐ 医療費控除の明細書（医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。）

町会場で 申告できない 確定申告（平塚税務署または電子申告を利用してください。）

- ① 株式配当等の所得の申告
- ② 事業や不動産収入の申告
- ③ 全ての譲渡所得の申告
- ④ 分離・損失の申告
- ⑤ 退職所得の申告
- ⑥ 特定支出控除がある給与収入の申告
- ⑦ 令和5年分以前の申告
- ⑧ 青色申告
- ⑨ 雑損控除の申告
- ⑩ 準確定申告（亡くなった人の申告）
- ⑪ インセンティブ報酬の申告
- ⑫ 初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
- ⑬ 2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換えに関わるもの

※「税理士による確定申告無料申告相談会」では小規模納税者に限り「②事業や不動産収入の申告」がある場合でも申告可能です。

平塚税務署確定申告書作成会場

▶日 程 **2/17** (月)～**3/17** (月) 8時30分～16時（相談は9時～）

※土・日・祝日は除きますが、3/2日（日）は開場します。

▶場 所 平塚市庁舎1階多目的スペース

■会場への入場には「入場整理券」が必要です
入場整理券は次の方法で入手できます。

●LINEによる事前発行

●会場での当日配付

※入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。

国税庁LINE
公式アカウント■国税庁ホームページへアクセス
（確定申告書等作成コーナー）■お電話で相談できます
e-Tax・作成コーナーヘルプ
デスクをご活用ください。
☎0570 (01) 5901確定申告書等
作成コーナー

☎平塚税務署 ☎22(1400)

そ の 他 の お 知 ら せ

町県民税の税額は、「確定申告書」に記載された所得金額やその他の事項を基に計算します。確定申告書に記入がないと、正しい税額の計算ができない場合がありますので、該当する事項がある場合は必ず記入してください。

○ 配偶者や親族に関する事項（※①、②、③、④、⑤）									
氏 名	個人番号	続柄	生 年 月 日	籍 貫	国 籍	住 民 税	住 民 税	住 民 税	住 民 税
						1	2	3	4

【主な記載事項】

- ① 同一生計配偶者（控除対象配偶者として申告している場合を除く。）がいる場合は、氏名等を記入し、「住民税」欄の「同一」に○をする。16歳未満の扶養親族がいる場合は氏名等を記入し、「住民税」欄の「16」に○をする。
 - ② 上場株式などの配当所得や譲渡所得を申告し、その所得からすでに町民税・県民税が特別徴収されている場合は、「配当割額控除額」は配当所得から、「株式等譲渡所得割額控除額」は譲渡所得から、それぞれ特別徴収された町民税・県民税額を記入する。
 - ③ 該当する区分に金額を記入する（ふるさと納税は「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」に金額を記入する。）。
- ※ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用した人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めたうえで、記入してください。

☎税務課 ☎内線253

医療費控除、社会保険料控除に使える証明書の発送時期について

国民健康保険と後期高齢者医療制度における医療費通知、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料における納付済額のお知らせを発送する時期は右表のとおりです。

なお、確定申告の際に各種控除の手続きで使用することができます。
発送予定日を過ぎても医療費通知が届かない場合は、下記担当までご連絡ください。

☎①・③ 町民課 ☎内線274 ④町民課 ☎内線275

⑤福祉課 ☎内線302

②神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎045 (440) 6700

			証明月	発送予定
医療費 控除	医療費通知	①国保	令和6年1月～ 11月診療分	令和7年1月下旬
			令和6年12月診療分	令和7年2月下旬
		②後期	令和6年1月～ 11月診療分	令和7年2月中旬
			令和6年12月診療分	令和7年3月中旬
社会 保険料 控除	納付済額の お知らせ	③国保 ④後期 ⑤介護	令和6年1月～ 12月納付分	令和7年1月下旬

おむつ代が医療費控除されます

対象 6か月以上寝たきりの状態で、常時紙おむつの使用が必要と認められた人
申告に必要な書類

①医療機関が発行する「おむつ使用証明書」

なお、要介護認定主治医意見書において、「障害者高齢者の日常生活自立度」がB1以上であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は、尿失禁が確認できる場合、「おむつ証明書」に代わり、町高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。

②「医療費控除の明細書」

☎①福祉課 ☎内線302 ②税務課 ☎内線253

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の人で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた人に発行します。確定申告の際に提出すると障害者控除を受けることができます。

対象 要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認めた人（状態確認が必要となりますので、事前にお問合せください）。

☎福祉課 ☎内線302